

お知らせ

資料提供先 米子市政記者クラブ

日野川で5%の取水制限を開始します

日野川河川事務所に渇水対策支部を設置しました

日野川流域においては、冬場の降雪量が極めて少なかったことに加えて、降水量も平年に比べ少ない状況にあります。日野川の流況を改善するため、菅沢ダムからの発電使用水量（放流量）を最大の4 m³/Sに増やし調整しているところですが、流況の改善には至らず、なお悪化しています。

このため、「日野川流域水利用協議会」を開催し、31日9時より取水制限を実施することを決定しました。

また、日野川河川事務所に渇水対策支部を設置しました。

日野川流域での取水制限は平成25年以来、6年振りとなります。

●日野川流域水利用協議会での決定事項

- ・日野川流域の利水者（発電を除く）全てにおいて、取水量より一律5%の取水制限を5月31日（金）9時より実施する。
- ・車尾地点の流量1 m³/sを下回った翌日の9時から段階的に取水制限率を引き上げる。（別紙「取水制限の調整の考え方」参照）

問い合わせ先

日野川流域水利用協議会 事務局

（国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所）

TEL 0859-27-5484（代表）

FAX 0859-27-2431

副所長

おおが よしかず
大賀 祥一

【担当】 調査設計課長

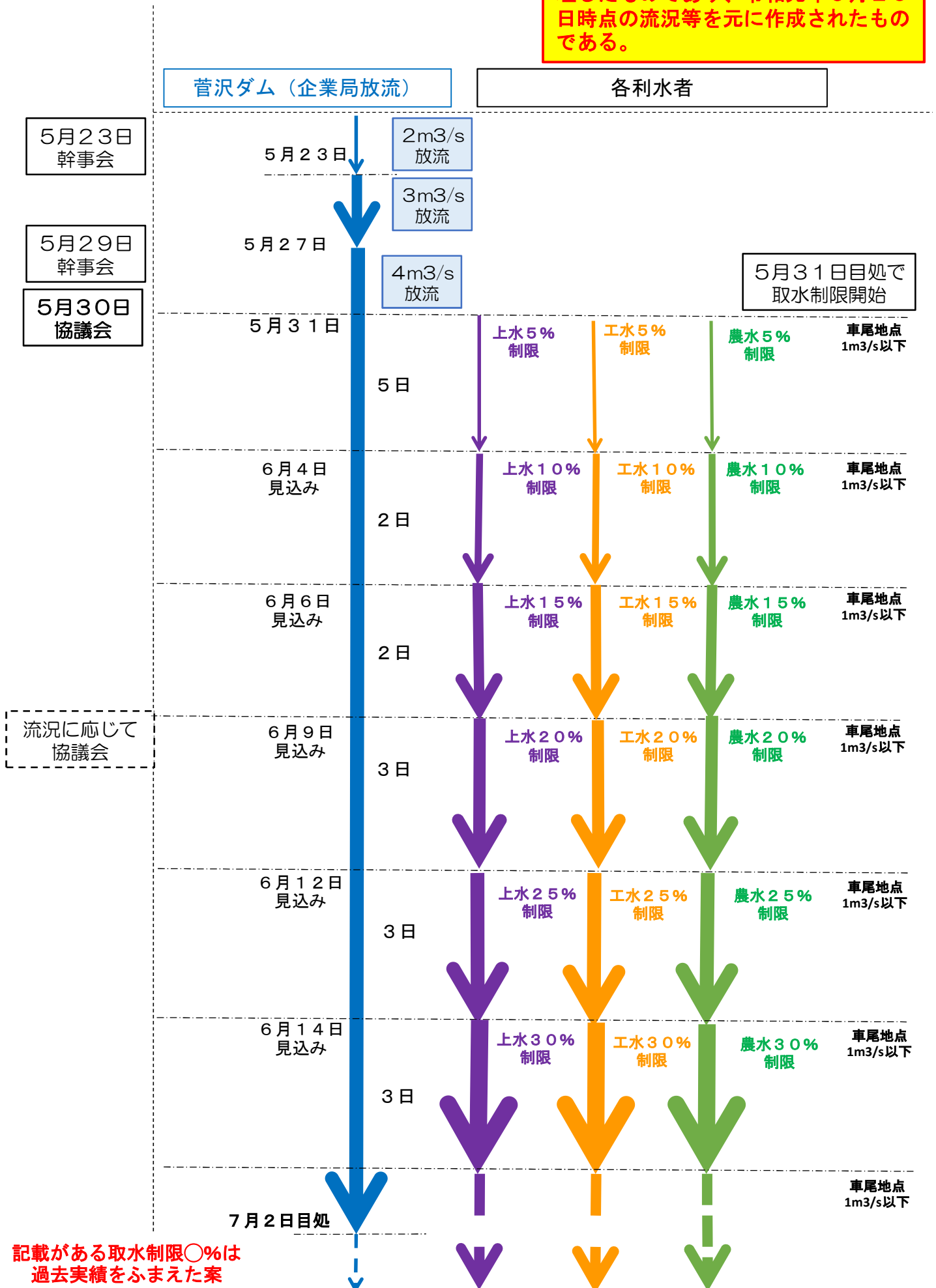
たけうち しんたろう
武内 慎太郎



国土交通省

日野川取水制限の調整の考え方

※本資料は「取水制限の考え方」を整理したものであり、令和元年5月29日時点の流況等を元で作成されたものである。



2019 車尾地点流量－茶屋観測所雨量 4～5月推移

